

社会福祉法人 庄原市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

(目標期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日)

目標1 令和5年3月31日までに子の看護休暇を対象者の5割以上取得

【対策】

- ・令和3年 4月～ 職員周知と取得の促進
- ・令和3年10月～ 取得状況の確認、課題等の分析
- ・令和4年 4月～ 職員周知と取得促進の継続
- ・令和4年10月～ 取得状況の確認、課題等分析、次年度に向けた協議等
職員周知と取得促進の継続

目標2 年間10日以上の有給休暇が付与される全職員の有給取得日数を、年間最低6日以上とする。

【対策】

- ・令和3年 4月～ 職員周知と取得促進
- ・令和3年10月～ 取得状況の確認、課題等の分析
- ・令和4年 1月～ 未取得者への取得促進
- ・令和4年 4月～ 上記サイクルの継続

目標3 残業時間を減らす。残業限度時間を月30時間以内とする。

【対策】

- ・令和3年 4月～ 職員周知
- ・令和3年10月～ 残業時間の確認、課題等の分析及び時間数の多い職員への残業時間の抑制
- ・令和3年12月～ 残業時間の確認、課題等の分析及び時間数の多い職員への残業時間の抑制
- ・令和4年 4月～ 上記サイクルの継続

社会福祉法人 庄原市社会福祉協議会 行動計画

女性労働者を確保し、女性が活躍できる雇用環境の整備を行い、また、職員が仕事と子育てを両立させ、職務遂行が十分にでき、働きやすい環境をつくるため行動計画を策定する。

1. 計画期間 目標期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日)

2. 計 画 ・妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や相談体制を整備する。
・育児しやすい職場環境を整備する。

3. 目標と実施内容

目標1 現在女性の就業割合が80%である。継続して男女雇用機会均等法を順守する。

〈実施内容〉男女雇用差別の撤廃のため、現状の数値を維持していく。

〈対 策〉令和3年4月～ 目標値の職員周知と現状確認

目標2 女性の管理職に占める割合は40%である。40%を継続して維持する。

〈実施内容〉職種区分ごとに女性にとって不利な推進基準を設けない現状を維持する。

〈対 策〉令和3年4月～ 目標値の職員周知と現状確認

目標3 職員が長期にわたり安心して働き続ける環境整備をすすめる。

〈実施内容〉育児休業の取得率を現状以上と定め、管理職を通じ周知していく。

介護休業を取得しやすい、職員体制の構築を進める。

非常勤職員から常勤職員へ登用される制度構築を検討する。

〈対 策〉令和3年4月～ 目標値の職員周知と現状確認